重 要
重 要

2025年度资料
2025年度用

致加入学生教育研究人身意外伤害保险的各位留学生
学研災ご加入の留学生の皆様へ

如果要全方面支援留学生活的话
留学生活中のもしもを総合的にサポートするなら

面向外国留学生的学研灾附带学生生活综合保险

外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険

附带学生综合险，专为留学生设置，为其提供全面支援。
全国共 1,181 家学校选择了学研意外险，我们为这些学校的留学生准备了留学生附带学生综合险服务，所有选择本项服务的大学均可利用其规模优势，享受团体优惠。

留学生向け付帯学総は、留学生を応援するために創設いたしました。
学研災を導入している全国 1,181 校の留学生を加入対象としており、本制度採用大学のスケールメリットを活かした団体割引を適用しております。

赔付责任
賠償責任

伤害・疾病
ケガ・病気

救助者费用
救援者費用

死亡・后遗症
死亡・後遺障害

团体优惠
30%
可用
团体割引 30% 適用

手续简单又方便!
请利用“小犀牛学生保险网站”。

お手続きは、便利で簡単！
「サイちゃんの学生保険サイト」をご利用ください。

https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=002160Y

●请您在所希望的生效日期前一天为止汇款。如果推迟汇款，从汇款日期的第二天起开始补偿。

●ご希望の始期日前日までに入金してください。入金が遅れた場合、入金の翌日から補償開始となります。

The University of Electro-Communications

公益财团法人　日本国际教育支援协会
公益財団法人 日本国際教育支援協会

发生事故时的处理流程　事故の際のご対応について

1. 从（公益财团法人）日本国际教育支援协会官网下载《事故报告书》文档，填写事故情况。
（公財）日本国際教育支援協会HPより、「事故報告書」ファイルをダウンロードし、事故の状況を入力してください。
※请使用英语或日语填写。
※在代理店的营业时间外，发生关于个人赔偿责任补偿的事故时（在日常生活当中，由于意外发生的事故给他人带来伤害或者损害他人财物等情况时），请联系事故受理电话窗口（东京海上日动安心110号）“0120-720-110”。
注）因事故而拨打电话时，请告知「证券号码」·「事故的概要」。
※入力は、「英語」または「日本語」でお願いします。
※個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合に限り、「事故受付センター（東京海上日動安心110番）（0120-720-110）」へお電話でご連絡いただくことも可能です。
注）事故のお電話の際は、「証券番号」·「事故の概要」をお伝えください。

【《事故报告书》下载网址】
【事故報告書掲載URL】
http://www.jees.or.jp/gakkensai/inbound.htm

2. 将填写好的《事故报告书》添加为附件，以邮件形式发送到以下邮箱地址。
入力をした「事故報告書」ファイルを添付し、以下のメールアドレスまで、メール送信をお願いします。
※邮件主题为“INSCLAIM　参保人编号”。（如不知道参保人编号，则无需填写。）
※邮件请使用英语或日语撰写。
※メールの件名は「INSCLAIM　加入者番号」としてください。（加入者番号が不明な場合は、記入不要です。）
※入力は「英語」または「日本語」でお願いします。

【事故报告专用邮箱地址】
【事故報告専用アドレス】
〈赔偿责任〉〈賠償責任〉
〈其他（治疗费用等）〉〈その他（治療費用等）〉
insclaim.futaigakuso@tmnf.jp

3. 受理事故并确定具体负责的工作人员后，将由工作人员告知或寄送必要资料。
事故受付し、担当者が決まりましたら、担当者より、必要書類のご連絡や送付をいたします。
※本公司与您联系时，将使用“英语”或“日语”向您发送事故报告的邮箱地址发送邮件。（如果您的《事故报告书》为英语填写，则使用英语回复您的邮件。）
此时，本公司向您发送邮件的邮箱地址并非【事故报告专用邮箱地址】，敬请知晓。
※弊社よりご連絡をする場合には、事故報告を頂いたメールアドレスへ、「英語」または「日本語」で送信いたします。（英語で事故報告書を記載頂いた場合には、英語でメールをいたします。）
その際、弊社からご連絡するメールアドレスは、【事故報告専用アドレス】とは異なりますので、ご注意ください。

①事故通知：事故发生后，请立即通过邮件与上述“事故报告专用邮箱地址”取得联系。
②保险金请求权存在时效（3年），敬请知晓。
③受伤或患病时，如果因受到旧伤或既有疾病等影响，而导致新伤或疾病的程度加重，则所支付保险金的金额有可能减少。
④受伤或患病后申请治疗费用保险金时，需要提供医院等出具的收据等。申请用以支付其他实际费用的保险金时，也同样需要提供收据等单据，以确认您所负担的费用金额。因此，在申请保险金之前，请妥善保管相应单据。
⑤如果为赔偿事故，请务必确认并记录下对方的“姓名”、“联系方式”。
另，在您认可全部或部分损害赔偿责任时，请务必先向承保公司咨询。如果未经承保公司认可，则有可能会减额支付保险金，敬请知晓。
⑥租户赔偿责任下，无和解谈判服务。请被保险人自行与受害人进行和解谈判。
①事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに上記「事故報告専用アドレス」までメールにてご連絡ください。
②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
③ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
④ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。保険金のご請求まで、必ず保管しておいてください。
⑤賠償事故の場合、「相手方の名前」、「連絡先」を、必ず確認し、控えておいてください。
また、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。
⑥借家人賠償責任については、「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めて頂くこととなります。

参保注意事项　ご加入にあたってのご注意点

被保险人范围
本保险被保险人仅限参保学研意外险的本校在校学生（如出现退学等情况，原则上需要办理中途退保手续，届时请联系承保公司。）。

解约、契约内容变更、误转账时的退还保险费的处理方式如下
在解约、契约内容变更或误转账情况下产生退还保险费时，东京海上日动将按照其规定的方式进行退还。如果因为保险费被误转账而发生退还保险费，或者转账目的地是日本以外的账户，客户需承担向客户账户转账所产生的转账手续费。如果转账手续费超过了退还保险费的金额，则不会退还保险费。

保险的对象となる方の範囲
この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります（退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

解約・契約内容変更・誤振込時の返還保険料の取扱い
解約・契約内容変更・誤振込時において返還保険料があった場合、東京海上日動の所定の方法で保険料を返還します。保険料を誤振込されて返還保険料が発生した場合や振込先の口座が日本国外の口座となる場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。

其他注意事项　その他ご注意いただきたいこと

本保险服务是由以下保险公司提供的共同保险服务，东京海上日动火灾保险株式会社为其他承保公司代理、代行业务。
各承保公司按照签订合同时确定的承保比率，各自单独承担保险合同中的责任，并非连带负责。
如需了解各承保公司的承保比率，请咨询（公益财团法人）日本国际教育支援协会。
〈承保公司〉东京海上日动火灾保险株式会社（干事机构保险公司）　爱和谊日生同和财产保险株式会社　损保 japan 株式会社　三井住友海上火灾保险株式会社
この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険（株）が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
なお、各引受割合については（公財）日本国際教育支援協会にご確認ください。
〈引受保険会社〉東京海上日動火災保険㈱（幹事保険会社）　あいおいニッセイ同和損害保険㈱　損害保険ジャパン㈱　三井住友海上火災保険㈱

本手册为学研意外险附带学生综合险（综合生活保险（儿童综合补偿））的概要介绍。参保前请务必仔细阅读《重要事项说明》。详细内容参见已经交付给保单持有人团体法人代表的保险条款。如有任何疑问，请发送邮件至下方“普通咨询专用邮箱地址”。
参保后，请阅读《学研意外险附带学生综合险（综合生活保险（儿童综合补偿））补偿概要等》。
有关本保险合同的所有权利与义务均由《综合生活保险普通保险条款及特别条款》日语版作出规定。其他语种版本为日语版的译文，仅供参考。
このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、下記「一般照会専用アドレス」までお問い合わせください。
なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。
本保険契約の全ての権利および義務は、総合生活保険普通保険約款および特約の日本語版で規定されています。日本語版の翻訳は、参照のみを目的で提供されています。

学研意外险附带学生生活综合保险为综合生活保险（儿童综合补偿）的别名。
本保险为学研意外险附带学生生活综合保险团体合同，保单持有人为（公益财团法人）日本国际教育支援协会，被保险人仅限（公益财团法人）日本国际教育支援协会赞助会员大学的在校学生。保单请求权、保险合同解除权等权利原则上为（公益财团法人）日本国际教育支援协会所有。
学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）のペットネームです。
この保険は（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし（公財）日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

关于Web注册手续的常见咨询，在右侧的URL和QR码上发布，请您查看。
Web加入手続きに関するよくあるご照会を右記のURL・QRコードに掲載していますのでご確認ください。
https://www.jees.or.jp/gakkensai/inbound.htm

＜其他　关于普通咨询＞
非事故报告的、有关参保的咨询或有关合同变更的咨询，请发送邮件至下方普通咨询专用邮箱地址。（请使用“英语”或“日语”撰写邮件。）我公司收到邮件后，将直接回复至发件地址。请务必在邮件中写明大学名称、您的姓名、学号。

＜その他　一般的なご照会について＞
事故報告以外の、加入に関するご照会やご契約の変更に関するご照会につきましては、以下の一般照会専用アドレスへご連絡ください。（「英語」または「日本語」でお願いします。）ご連絡を頂いたメールアドレスへ、メールにてご返信いたします。
メールの際には、「大学名」、「お名前」、「学籍番号」を必ず、記載ください。
【咨询专用邮箱】【照会アドレス】　futaigakuso.inbound@tmnf.jp

咨询处 お問合せ先	Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. Inbound futai-gakuso 查询窗口 東京海上日動火災保険株式会社　インバウンド付帯学総 照会窓口	【事故受理】【事故受付】 insclaim.futaigakuso@tmnf.jp ※ 在代理店的营业时间外，发生关于个人赔偿责任补偿的事故时（在日常生活当中，由于意外发生的事故给他人带来伤害或者损害他人财物等情况时），请联系事故受理电话窗口（东京海上日动安心110号）“0120-720-110”。 注）因事故而拨打电话时，请告知「证券号码」·「事故的概要」。 ※個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合に限り、「事故受付センター（東京海上日動安心110番）（0120-720-110）」へお電話でご連絡いただくことも可能です。 注）事故のお電話の際は、「証券番号」·「事故の概要」をお伝えください。 【普通咨询】【一般照会】 futaigakuso.inbound@tmnf.jp
代理店 取扱代理店	Tokio Marine & Nichido Anshin Consulting Co., Ltd. 東京海上日動あんしんコンサルティング㈱	〒104-0033 Chichibu Building 6F, 1-8-6 Shinkawa, Chuo-ku, Tokyo 東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階
承保公司 引受保険会社	Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. （负责部门及分公司）Educational Organization Division Government Sector Dept.2 東京海上日動火災保険株式会社（担当課支社）公務第二部文教公務室	〒102-8014 6-4, Sanbancho, Chiyoda-ku,Tokyo 東京都千代田区三番町6-4

2024年11月作成　24TC-004823

为您的学生生活提供多方面支援！
学生生活を幅広くサポートします！

※关于支付保险金的主要情况和不予支付保险金的主要情况，请查看另附的《补偿概要等》。
※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別紙「補償の概要等」をご確認ください。

1 个人赔偿责任　骑自行车撞伤行人时。
個人賠償責任　自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

附带和解谈判服务！
示談交渉サービス付き！

在国内外，由于学生本人的原因而发生的突发事故，导致给他人带来伤害、破坏他人财物及在国内租借别人的物品或暂时保管他人物品（寄托物品）(*1)后，在国内外造成破坏或被盗等，依法承担损害赔偿责任时，支付保险金。日本国内的个人赔偿责任事故原则上由东京海上日动负责和解谈判。（由国外法院受理诉讼的情况除外。）

（＊1）手机、智能手机、自行车、隐形眼镜、眼镜等物品不包括在托管物品内。
※实习过程中和打工过程中发生的事故也在补偿范围内。但是，因从事除此以外的其他业务而导致的事故不在补偿范围内。
※汽车和摩托车（含电动自行车）事故不在补偿范围内。
※“和解谈判服务”是指身为被保险人的学生收到有关事故的损害赔偿请求后，经被保险人同意，保险公司为被保险人履行谈判、和解以及调停或者诉讼程序的服务。
国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）(*1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）
（＊1）携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。
※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。
※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外となります。
※「示談交渉サービス」とは、被保険者である学生が、事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合に、被保険者の同意を得て、保険会社が被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービス。

2 死亡・后遗症　发生不幸或出现后遗症时。
死亡・後遺障害　万が一のときや後遺障害が残ったとき。

学生本人在日本国内外因严重的偶发外来事故而死亡或留下后遗症时，由保险公司支付保险金。（但是，正常上课时、学校活动过程中、取得学校同意的课外活动（社团活动）过程中、学校设施内（宿舍除外）发生的事故不在本保险补偿范围内，而属于学研意外险的补偿范围。）
地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。
国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。（ただし、正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。）
地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

3 治疗费用（＊1）（＊2）　学生本人因受伤或疾病住院或接受门诊治疗时。
治療費用(*1)(*2)　学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

推荐要点
おすすめポイント
从去医院就诊的第一天开始补偿
通院1日目から補償

对在医疗机构窗口支付的自付费用进行补偿。
医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

在国内学生本人因为受伤及生病而接受门诊治疗或住院超过一天以上时，健康保险等的个人承担部分(*3)将作为保险金支付。（不包括因为牙科疾病而接受门诊治疗，因精神疾病住院或接受门诊治疗，痔疮，肛裂等原因住院及接受门诊治疗。）地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。
（＊1）治疗费用保险金的支付对象期间为从接受门诊治疗或开始住院的日期到包括当天在内，经过60天的月份的月末为止。
初诊日：2025/4/15为例
经过60天当天：2025/6/13
经过60天当天的月份的月末：2025/6/30
2025/4/15 ～ 2025/6/30的治疗费用为支付对象
（＊2）保险期间开始前出现的疾病和伤害不在保险补偿范围内。（但，保险期间开始后满2年（保险期间为1年以下且将其更新时为“1年”）后开始接受住院或门诊治疗属于保险金支付范围。）
（＊3）关于本人负担额的详细内容请您参照（补偿概要等）。
国内で学生本人がケガや病気で1 日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分(*3)を保険金としてお支払いします。（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核、裂肛等による入通院は除く。）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
（＊1）治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
初診日：2025/4/15のケース
60日を経過した日：2025/6/13
60日を経過した日の属する月の末日：2025/6/30
2025/4/15 ～ 2025/6/30の治療がお支払対象
（＊2）保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始時より2年（保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）
（＊3）自己負担分の詳細については、＜補償の概要等＞をご参照ください。

4 救援人员费用等　当学生住院且家人或亲戚前来时。
救援者費用等　学生が入院し、親族が駆けつけたとき。

在国内外，学生本人在保险期间内在住宅外所受的伤，或是生病后连续3天以上住院，或是所乘坐的飞机及船舶遭难时等情况下，支付交通费及住宿费、搜索救援费等费用。
另外，学生本人死亡时，我司将支付事故发生或从收容地到住宅的遗体运输费用。
国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3 日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。また、学生本人が死亡した場合には、事故発生地や収容地から住宅までの遺体輸送費用をお支払いします。

5 住院保险（＊1）・手术保险（＊2）・门诊医疗保险（＊3）　学生本人因受伤而住院或接受门诊治疗时。
入院保険(*1)・手術保険(*2)・通院保険(*3)　学生本人が、ケガで入院または通院したとき。

学生本人在学校管理下之外受伤并住院或接受门诊治疗时，由保险公司按住院或门诊天数支付日额保险金。学生接受手术治疗时，保险公司也将支付保险金。
地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。
（＊1）自事故之日起满180天后住院的，本公司无法支付相应费用。另，单次事故以180天为限。
（＊2）仅限自事故之日起180天以内接受的手术。此外，如伤口处理、拔牙等有些手术不在支付范围内。
（＊3）自事故之日起满180天后接受的门诊治疗，本公司无法支付相应费用。另，单次事故以90天为限。
学校管理下外で学生本人がケガをされ、入院、通院された場合に、入院・通院１日につき保険金日額をお支払いします。また、手術を受けられた場合も保険金をお支払いします。
地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
（＊1）事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払はできません。また、1 事故について180日を限度とします。
（＊2）事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
（＊3）事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払はできません。また、1 事故について90日を限度とします。

6 生活用动产
生活用動産

学生本人在国内所拥有的家当受到火灾及被盗等突发性的事故而遭到损害时，支付保险金。
国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免赔额（自付金额）：5000日元　免責金額（自己負担額）：5,000円

※家庭财产被带到建筑物之外时所发生的损害也属于补偿对象。
※从自家上学的学生或在亲戚家同住的学生是不能投保。
※建物外に持ち出している間も補償されます。
※自宅通学生の場合やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。

7 租借人赔偿责任
借家人賠償責任

在国内，学生本人因火灾及漏水破损等突发性事故而损坏了租借房屋，对于房东产生法律上的损害赔偿责任时，支付保险金。关于租借人赔偿责任，东京海上日动不负责谈判交涉。
※从自家上学的学生或在亲戚家同住的学生是不能投保。
国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借用戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。
※自宅通学生の場合やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。

保险类型　ご加入タイプ

		A 类型 (*1)	B 类型 (*1)	XC 类型	XD 类型
保险金额 保険金額	1 个人赔偿责任(*2) 个人賠償責任(*2)	单次事故 日本国内：1 亿日元 日本国外：1 亿日元 为限 1 事故 国内：1 億円 国外：1 億円 限度			
	2 死亡・后遗症(*3) 死亡・後遺障害(*3) 受伤 ケガ	100万日元	100万日元	100万日元	100万日元
	3 治疗费用(*4) 治療費用(*4) 受伤 ケガ	实际支付的治疗费用 治療費用実費	实际支付的治疗费用 治療費用実費	非支付对象	非支付对象
	治疗费用(*4) 治療費用(*4) 疾病 病気				
	4 救援人员费用等 救援者費用等	300万日元	300万日元	300万日元	300万日元
	5 伤害定额(*3)（住院日额(*5)）（门诊日额） 傷害定額(*3)（入院日額(*5)）（通院日額）	非支付对象	非支付对象	住院日额 5,000日元 门诊日额 3,000日元	住院日额 5,000日元 门诊日额 3,000日元
	6 生活用动产(*6) 生活用動産(*6)	非支付对象	50万日元	非支付对象	50万日元
	7 租借人赔偿责任(*6) 借家人賠償責任(*6)		1,000万日元		1,000万日元

保险费（毕业前的全部保险费一次付清） 保険料（卒業までの一括払） 保险期限 保険期間			A 类型 (*1)	B 类型 (*1)	XC 类型	XD 类型
	1个月	1ヶ月	—	—	2,240日元	3,100日元
	2个月	2ヶ月	—	—	3,170日元	4,380日元
	3个月	3ヶ月	—	—	4,060日元	5,620日元
	4个月	4ヶ月	6,330日元	8,240日元	—	—
	5个月	5ヶ月	7,480日元	9,740日元	—	—
	6个月	6ヶ月	8,060日元	10,480日元	—	—
	7个月	7ヶ月	8,630日元	11,220日元	—	—
	8个月	8ヶ月	9,200日元	11,970日元	—	—
	9个月	9ヶ月	9,780日元	12,720日元	—	—
	10个月	10ヶ月	10,360日元	13,480日元	—	—
	11个月	11ヶ月	10,930日元	14,220日元	—	—
	1年	1年間	11,500日元	14,970日元	—	—
	1年6个月	1年6ヶ月間	15,880日元	20,660日元	—	—
	2年	2年間	20,130日元	26,190日元	—	—
	3年	3年間	28,780日元	37,440日元	—	—
	4年	4年間	37,410日元	48,670日元	—	—

（＊1）仅限已加入医疗保险者可以加入。（滞留时间3个月以内未加入医疗保险者请从XC・XD类型中选择。）
（＊2）信息设备内的数据损坏，单次事故以 500万日元为限。
（＊3）教育研究活动过程中发生的事故不属于本保险补偿对象，属于学研意外险补偿对象。
（＊4）支付对象时间为开始接受门诊治疗或住院之日起至包括第一天在内满60天之日所属月份的最后一天。
（＊5）手术保险金支付金额为住院保险金日额的10倍（住院期间的手术）或5倍（非住院期间的手术）。伤口处理、拔牙等有些手术不在支付范围内。
（＊6）即使是寄宿生，也可以加入自宅生类型（A・XC）。
全国被保险人人数达到10000人及以上时，上述保险费适用30%的折扣优惠。
保险期限为开始之日的凌晨0时至保险期满之日的下午4时为止。
例）6年期保险为 2025年4月1日凌晨0时至 2031年4月1日下午4时为止的共6年时间。
保险费为按月计算。如果在月中结束留学，保险截止日仍为次月1日。
例1）留学期限如果为4月1日-5月31日，则保险期限为4月1日-6月1日，共需支付2个月的保险费。
例2）留学期限如果为4月15日-5月31日，则保险期限为4月15日-6月1日，共需支付2个月的保险费。
例3）留学期限如果为4月15日-5月15日，则保险期限为4月15日-6月1日，共需支付2个月的保险费。
留学期限超过1年，保险期限不同于上述保险期限时，请单独咨询。
本手册所述参保类型仅针对相当于行业类别A的人员（未持续性从事工作的学生等）。
持续从事下列职业的人将被归类为B级职业，无法加入。（如果在加入后发现符合此条件，请务必立即与我们联系。）
“汽车驾驶员”、“建筑施工人员”、“农林业工作者”、“渔业工作者”、“采矿与采石工作者”、“木、竹、草、藤制品生产工作者”（以上6类行业）
（＊1）健康保険加入者のみご加入できます。（滞在期間３ヶ月以内で健康保険未加入の方は、XC・XDタイプからお選びください。）
（＊2）情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
（＊3）教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
（＊4）お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60 日を経過した日の属する月の末日までとなります。
（＊5）手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
（＊6）一人暮らしの学生であっても自宅用タイプ（A・XC）にご加入頂くことが可能です。
上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が 10,000人以上の場合の割引率［30%］が適用されています。
保険期間は、始期日の午前0時より、保険終期日の午後4時までとなります。
例）6年間の場合　2025年4月1日午前0時より 2031年4月1日午後4時まで6年間
保険料は1ヶ月単位となっております。月の途中で留学が終了される場合でも、保険終期は毎月「1日」となります。
例1）留学期間が、4月1日～5月31日の場合、保険期間は「4月1日～6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。
例2）留学期間が、4月15日～5月31日の場合、保険期間は「4月15日～6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。
例3）留学期間が、4月15日～5月15日の場合、保険期間は「4月15日～6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。
1年間を超える場合で、上記以外の保険期間となる場合には、個別にお問合せください。
本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方（継続的に職業に従事していない学生等）用です。
以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなりご加入いただくことができません。
（ご加入後に該当することとなった場合、遅滞なくご連絡くださるようお願いします。）
「自動車運転者」「建設作業者」「農林業作業者」「漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上6職種）

参保方法　ご加入方法

从入学到毕业，只办理 1 次手续！直到毕业都放心！　入学から卒業まで、手続きは 1 回だけ！卒業まで安心！

用智能手机以及电脑，在 Web 上加入　スマートフォンや PC からの Web 加入

❶连接到小册子封面的 QR 码
输入小册子等处记载的网址，也可以从电脑连接。
①パンフ表紙の QR コードでサイトへアクセス
パンフ等に記載された URL を入力することで、PC からのアクセスも可能です。

❷事先登录
事先登录需要邮箱。
②事前登録
事前登録にはメールアドレスが必要です。

❸输入加入内容
③加入内容の入力

❹选择加入类型
④加入タイプの選択

❺选择便利店
⑤コンビニの選択

❻在便利店支付保险费
便利店的支付手续费由加入者负担。
⑥コンビニで保険料振込
コンビニ払い手数料は加入者負担です。

※ 无法在网页上加入时➡在邮局申请

❶根据手册选择合适的补偿内容。
保险期限不可选。毕业前的全部保险费一次付清。
パンフレットより希望の補償内容を選ぶ。
保険期間は選べません。卒業までの一括払いです。

❷确认保险费，在所附《付款处理单》中填写必要事项。
尽量工整地用细字体填写、以免遗漏。“汇款受理票”上还兼有加入依赖书。请务必按例填写。
保険料を確認し、同封の「払込取扱票」に必要事項を記入する。
漏れの無いよう、できるだけ丁寧に細字でご記入ください。
「払込取扱票」は加入依頼書を兼ねております。必ず記入例に従いご記入ください。

※ Web 加入的出来ない場合➡郵便局でのお申込み

❸通过邮政储蓄银行或邮局转账支付保险费。
完成汇款手续，即完成参保申请。还有，汇款手续费由汇款人负担。
ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を振込む。振込手続きをもって お申込みは完了します。なお、振込手数料は振込人負担です。

参保手续完成后，约 2 个月左右可以收到参保证。
无论是否收到参保证，在补偿开始日之后发生的事故都将获得补偿，敬请放心。参保证寄达前，请妥善保管回执。＊参保证将寄至《付款处理单》中填写的日本国内地址。
加入手続き後、2ヶ月後を目途に加入者証をお届け。加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。＊加入者証は「払込取扱票」に記載の日本国内の住所へ送付します。
※ 二维码是(株)DENSO WAVE 的注册商标。　※ QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
※因失误多汇入的保险费(新规申请、变更)，退还时的汇款手续费由收款人承担。如退还保险费低于转账手续费，将无法退还该费用，敬请谅解。
※誤って多くの保険料をお振込みいただいた場合（新規申込・変更）、返戻時の振込手数料は受取人負担となります。返戻保険料＜振込手数料となる場合には返戻いたしませんのでご容赦ください。